

## 低圧蓄電システムの安全要求事項ー

### 第 2 部 : 分離形パワーコンディショナの特定制要求事項

#### 正 誤 票

区分	位置	誤	正
目次		6.1 電源への接続 6.2 器体と電源電線とを接続する接続器をもつ分離形 PCS 8.1 耐電圧	6.1 電源電線の保護 6.2 電線の取付部 8.1 絶縁性能試験
本体	2	JIS C 8303:2007 配線用差込接続器 JIS C 8358 電気器具用差込接続器	引用規格から削除する。
	4.4.2 a)	器体の材料は…ただし、試験温度は…その絶縁材料に指定する使用温度上限値に 40 K を加えた温度とする。	器体の材料は…ただし、試験温度は…その絶縁材料の温度上昇値に 40 K を加えた温度とする。
	4.4.2 e)	導電材料は、次のいずれかでなければならない。 1) 銅、銅合金又はステンレス鋼 2) 銅覆鉄	導電材料は、次のいずれかでなければならない。ただし、構造上やむを得ない部分で危険が生じない場合を除く。 1) 銅、銅合金又はステンレス鋼 2) 銅覆鋼

区分	位置	誤	正
本体	4.5.3 b) d)~g)	<p><b>4.5.3 定格出力電圧又は定格周波数を切り換える機構をもつ二重定格の分離形 PCS</b></p> <p>定格出力電圧又は定格周波数を切り換える機構をもつ二重定格の分離形 PCS は、次による。</p> <p>a) 分離形 PCS が自動的に切り換える機構をもたない場合、…できなければならない。</p> <p>b) 容易に切換えができない構造とする。</p> <p>c) 電圧及び周波数を誤って切り換えたとき、…ならない。</p> <p>d) スイッチをもつ…見やすい箇所に表示する。</p> <p>e) ヒューズを交換できる…容易に消えない方法で表示する。</p> <p>f) 器体に外部に電力を取り出すためのコンセントがある場合は、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法で安全に取り出すことができる最大の電力、電流又は電圧の値を表示しなければならない。</p> <p>g) 極性が異なる…注意を要する旨を表示する。</p>	<p><b>4.5.3 定格出力電圧又は定格周波数を切り換える機構をもつ二重定格の分離形 PCS</b></p> <p>定格出力電圧又は定格周波数を切り換える機構をもつ二重定格の分離形 PCS は、次による。</p> <p>a) 分離形 PCS が自動的に切り換える機構をもたない場合、…できなければならない。</p> <p>b) 不用意な切換えができない構造でなければならない。</p> <p>c) 電圧及び周波数を誤って切り換えたとき、…ならない。</p> <p><b>4.5.4 その他</b></p> <p>a) スイッチをもつ…見やすい箇所に表示する。</p> <p>b) ヒューズを交換できる…容易に消えない方法で表示する。</p> <p>c) 器体に外部に電力を取り出すためのコンセントがある場合は、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法で安全に取り出すことができる最大の電力又は電流、及び出力電圧の値を表示しなければならない。</p> <p>d) 極性が異なる…注意を要する旨を表示する。</p>
	5.1 c) 3)	<p>構造上、充電部を露出して用いることがやむを得ない器具の露出する充電部の場合…周波数において感電の危険が生じるおそれがないときを除き、1 mA 以下のもの。</p>	<p>構造上、充電部を露出して用いることがやむを得ない器具の露出する充電部の場合…周波数において感電の危険が生じるおそれがないときを除き、1 mA 以下のもの。</p> <p>なお、通常使用状態において接地される部分は 1 mA を 5 mA とすることができる。</p>

区分	位置	誤	正
本体	5.2	<p><b>5.2 保護接地及びボンディング</b></p> <p>定格電圧が 150 V を超える分離形 PCS の場合、…線心を含む。</p> <p>a) 二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から絶縁されている非充電金属部。</p> <p>b) この規格で規定している二重絶縁構造のもの。</p> <p>c) きょう体の材料が…次に適合するもの。</p> <p>1) 5.5.2 a) に規定する試験に適合しなければならない。</p> <p>2) 500 V 絶縁抵抗計によって…ならない。</p> <p>3) 充電部と、人が触れるおそれがある器体の外面との間に 1 500 V の交流電圧を加えたとき…ならない。</p> <p>接地機構をもつ分離形 PCS の場合、次に適合しなければならない。</p> <p>a) 外郭の見やすい箇所に接地用端子又は接地線を…器体の内部でもよい。</p> <p>b) 二重絶縁若しくは強化絶縁によって…取り付けなければならない。</p> <p>c) 接地機構に接続された…絶縁しなければならない。</p> <p>d) 接地機構の表示は、次に適合しなければならない。</p> <p>1) 接地線には、接地線に“緑と黄色の組合せ”，若しくは“緑”単色を施した電線を用いるか…表示を行う。</p> <p>2) 器体の内部にある端子で、接地線を取り換えることができない接地用端子，又は容易に取り外せる端子ねじを除き，接地用端子には，そのもの又はその近傍に容易に消えない方法で接地用である旨の表示を行う。</p> <p>e) 接地用端子は…ならない。</p>	<p><b>5.2 保護接地及びボンディング</b></p> <p><b>5.2.1 接地機構</b></p> <p>定格電圧が 150 V を超える分離形 PCS の場合、…線心を含む。</p> <p>a) 二重絶縁又は強化絶縁によって充電部から絶縁されている非充電部。</p> <p>b) きょう体の材料が…次に適合するもの。</p> <p>1) 5.5.2 a) 2) に規定する試験に適合しなければならない。</p> <p>2) 500 V 絶縁抵抗計によって…ならない。</p> <p>3) 充電部と、人が触れるおそれがある器体の外面との間に 4 000 V の交流電圧を加えたとき…ならない。</p> <p><b>5.2.2 接地機構をもつ分離形 PCS</b></p> <p>接地機構をもつ分離形 PCS の場合、次に適合しなければならない。</p> <p>a) 外郭の見やすい箇所に接地用端子又は接地線を…器体の内部でもよい。</p> <p>b) 二重絶縁若しくは強化絶縁によって…取り付けなければならない。</p> <p>c) 接地機構に接続された…絶縁しなければならない。</p> <p>d) 接地機構の表示は、次に適合しなければならない。</p> <p>1) 接地線には、接地線に“緑と黄色の組合せ”を施した電線を用いるか…表示を行う。</p> <p>2) 器体の内部にある端子で、接地線を取り換えることができない接地用端子を除き，接地用端子には，そのもの又はその近傍に容易に消えない方法で接地用である旨の表示を行う。ただし，容易に取り外せる端子ねじへの表示は許容されない。</p> <p>e) 接地用端子は…ならない。</p>
	5.3.1 d) 1.2)	<p>1 kΩ の抵抗を大地との間及び線間，並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき…5 mA 以下である。</p>	<p>1 kΩ の抵抗を大地との間及び線間，並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき…1 mA 以下である。</p> <p>なお，通常使用状態において接地される部分は 1 mA を 5 mA とすることができる。</p>
	5.3.1 d) 2)	<p>対地電圧及び…ただし…感電の危険が生じるおそれがない場合は，抵抗に流れる電流が 1 mA を超えてもよい。</p>	<p>対地電圧及び…ただし…感電の危険が生じるおそれがない場合は，抵抗に流れる電流が 1 mA を超えてもよい。</p> <p>なお，通常使用状態において接地される部分は 1 mA を 5 mA とすることができる。</p>

区分	位置	誤	正
本体	5.5.1 a) 3.2)	1 kΩの抵抗を…感電の危険が生じるおそれがない場合を除き、1 mA 以下である。	1 kΩの抵抗を…感電の危険が生じるおそれがない場合を除き、1 mA 以下である。 なお、通常使用状態において接地される部分は1 mA を5 mA とすることができる。
	5.5.1 a) 4)	対地電圧及び…ただし、当該抵抗に流れる電流は…感電の危険が生じるおそれがない場合は、1 mA を超えてもよい。	対地電圧及び…ただし、当該抵抗に流れる電流は…感電の危険が生じるおそれがない場合は、1 mA を超えてもよい。 なお、通常使用状態において接地される部分は1 mA を5 mA とすることができる。
	5.5.2 b) 2.3)	2.3) 次の場合を除いて、外傷を受けるおそれがない部分に用いる絶縁体は、1) の試験に適合し、かつ、ピンホールがない。	3) 次の場合を除いて、外傷を受けるおそれがない部分に用いる絶縁体は、b) 2.1) の試験に適合し、かつ、ピンホールがない。
	6.1	6.1 電源への接続 電源電線は、次による。 a) 貫通部が金属以外のものの場合で、その部分が滑らかであり…適切な保護加工を施さなければならない。 b) 固定して用いるもの又は取り付けられた状態で外部に露出しない電源電線などは…する。	6.1 電源電線の保護 電源電線の保護は、次による。 a) 貫通部が金属以外のものの場合で、その部分が滑らかであり…適切な保護加工を施さなければならない。 b) 固定して用いるもの又は取り付けられた状態で外部に露出しない電源電線を除き…する。

区分	位置	誤	正
本体	6.2	<p><b>6.2 器体と電源電線とを接続する接続器をもつ分離形 PCS</b></p> <p>電熱器具で、器体と電源電線とを接続する接続器をもつ分離形 PCS の接続器は、次による。</p> <p>a) 接続器の定格電流が 3 A 以下、かつ、構造上、接続器を小形にすることがやむを得ない場合を除き、刃及び刃受けの寸法は、この規格に特別に規定するものを除き、<b>JIS C 8303:2007</b> 又は <b>JIS C 8358</b> に規定する寸法以上のものでなければならない。</p> <p>b) 刃及び刃受けのかん合部は、すり割り形又はこれと同等以上の弾性をもつ構造とする。</p> <p>c) 差込み刃受けをもつ接続部分は、特に指定がない限り、150 °C±3 °Cの空气中に 1 時間放置した後自然に冷却したとき、各部に緩み、膨れ、ひび、割れ、変形などの異常が生じてはならない。</p> <p>d) 次の開閉試験を行ったとき、短絡、接点の溶着などの電氣的又は機械的な異常が生じてはならない。開閉回数は 10 000 回とし、最初の 5 000 回は電熱器具の定格電流を通じ、後の 5 000 回は器具の始動電流を通電する。</p> <p>e) 電線の取付部は、次に適合しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 電線を確実に取り付けることができる構造である。</li> <li>2) 圧着端子などの器具によって確実に取り付けることができない場合、2 本以上の電線を一つの取付部に締め付けるときは、それぞれの電線の間にはナット又は座金を用いる。</li> <li>3) 電源電線の取付時又は取外時に、電源電線以外のものが脱落するおそれがある場合、電源電線の取付端子のねじは、電源電線以外のものの取付けに兼用してはならない。</li> </ol>	<p>[“電熱器具で”で始まる段落から細別 d)までを削除]</p> <p><b>6.2 電線の取付部</b></p> <p>電線の取付部は、次に適合しなければならない。</p> <p>a) 電線を確実に取り付けることができる構造である。</p> <p>b) 圧着端子などの器具によって確実に取り付けることができない場合、2 本以上の電線を一つの取付部に締め付けるときは、それぞれの電線の間にはナット又は座金を用いる。</p> <p>c) 電源電線の取付時又は取外時に、電源電線以外のものが脱落するおそれがある場合、電源電線の取付端子のねじは、電源電線以外のものの取付けに兼用してはならない。</p>
	6.4 e)	可動する部分に接続する内部配線は… <b>8.1.1</b> の絶縁性能試験を行ったとき、これに適合し、かつ、各部に異常が生じてはならない。	可動する部分に接続する内部配線は… <b>8.1</b> の絶縁性能試験を行ったとき、これに適合し、かつ、各部に異常が生じてはならない。
	7.1	屋外用の分離形 PCS は…ただし、構能上、…この限りでない。	屋外用の分離形 PCS は…ただし、機能上、…この限りでない。
	7.2 a)	表面積が 4 cm <sup>2</sup> 以下…外郭は、次のときに、感電、火災などの危険を生じるおそれがあるひび、割れその他の異常が生じてはならない。	表面積が 4 cm <sup>2</sup> 以下…外郭は、次のいずれかを行ったときに、感電、火災などの危険を生じるおそれがあるひび、割れその他の異常が生じてはならない。

区分	位置	誤	正
本体	8.1 8.1.1	<p><b>8.1 耐電圧</b></p> <p><b>8.1.1 絶縁性能試験</b></p> <p>絶縁性能試験は、<b>8.1.2</b>、<b>8.1.3</b> 及び <b>8.1.4</b> を満足しなければならない。ただし、充電部と器体の表面との間にサージアブソーバをもつものの場合、金属外郭と絶縁された接地端子又は接地用口出し線をサージアブソーバ専用にもち…ただし、次の全てを満足する場合は、接地端子又は接地用口出し線をサージアブソーバ専用に設けなくてもよい。</p> <p>a) 回路からサージアブソーバを取り外さずにサージアブソーバを短絡した状態で、構造上充電部を露出して用いることがやむを得ない分離形 PCS の露出する充電部。</p> <p>b) 絶縁変圧器に接続した二次側の回路の対地電圧及び線間電圧が交流 30 V 以下又は直流 45 V 以下。</p> <p>c) 商用周波数以上の周波数において感電の危険が生じるおそれがある場合、1 kΩ の抵抗を大地との間及び線間に接続した場合に当該抵抗に流れる電流が、1 mA 以下。</p>	<p><b>8.1 絶縁性能試験</b></p> <p><b>8.1.1 一般事項</b></p> <p>絶縁性能試験は、<b>8.1.2</b>、<b>8.1.3</b> 及び <b>8.1.4</b> を満足しなければならない。試験は、充電部と器体の表面との間にサージアブソーバをもつものの場合、器体の表面が接地されているもの又は、金属外郭と絶縁された接地端子又は接地用口出し線をサージアブソーバ専用にもち…ただし、回路からサージアブソーバを取り外さずにサージアブソーバを短絡した状態で、<b>5.1 c) 3)</b> を満足する場合は、接地端子又は接地用口出し線をサージアブソーバ専用に設けなくてもよい。</p> <p>[a)～c)を削除]</p>
	8.3.2	回路間、部品相互間及び部品の端子間を閉路又は短絡する。	回路間、部品相互間及び部品の端子間を開放又は短絡する。

平成 29 年 3 月 1 日作成